

(E X - I C 運送契約の運賃等の払いもどしの特例の変更に伴う改正)

現行	改正
<p data-bbox="591 293 665 320">(前略)</p> <p data-bbox="165 376 1003 403">(東京駅を着駅とするE X - I C 運送契約の運賃等の払いもどしの特例)</p> <p data-bbox="147 421 1106 663">第 27 条 東京駅を着駅とするE X - I C 運送契約を締結している場合で、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなったことによる払いもどしについては、品川駅を当該E X - I C 運送契約の着駅とみなして取り扱うものとします。このとき、東京駅を着駅とするE X - I C 運送契約の運賃等と <u>実際に乗車した区間及び利用設備に係る</u> E X - I C 運送契約の運賃等とを比較し、過剰額があれば払いもどしします。</p> <p data-bbox="577 807 678 834">(以下略)</p>	<p data-bbox="1574 247 1648 274">改正</p> <p data-bbox="1574 293 1648 320">(前略)</p> <p data-bbox="1155 376 1993 403">(東京駅を着駅とするE X - I C 運送契約の運賃等の払いもどしの特例)</p> <p data-bbox="1137 421 2092 751">第 27 条 東京駅を着駅とするE X - I C 運送契約を締結している場合で、品川駅と東京駅との区間が乗車できなくなったことによる払いもどしについては、品川駅を当該E X - I C 運送契約 <u>において約定した</u> 着駅とみなして取り扱うものとします。このとき、東京駅を着駅とするE X - I C 運送契約の運賃等と <u>品川駅を着駅とする</u> E X - I C 運送契約の運賃等とを比較し、過剰額があれば払いもどしします。 <u>ただし、小田原駅又は新横浜駅を発駅として東京駅を着駅とするE X - I C 運送契約を締結している場合の払いもどし額は、品川駅から東京駅までの旅客規則に定める普通旅客運賃とします。</u></p> <p data-bbox="1574 807 1675 834">(以下略)</p>

平成 27 年 3 月 1 日から施行する。